

## 令和8年度 国民健康保険税について

### ■ 令和8年度の保険税率および限度額が決まりました

令和8年度は、前年度と比べ医療基礎分、後期高齢者支援金分、および介護納付金分の所得割額・均等割額が増額となります。

これに加え、本年度から「子ども・子育て支援納付金分」が新設されました。

\* 詳しくは、広報おきたま5月号をご覧ください。

### ■ 納税通知書は世帯主の方に7月初旬頃お送りします

4月1日を基準に、国民健康保険被保険者の方がいる世帯に、『令和8年度国民健康保険税納税通知書』をお送りします。納付書または口座振替による納付は年8回です。

なお、年金からの差し引きによる納付(年金特別徴収)は年6回の偶数月です。

### ■ 国民健康保険の加入・資格喪失について

国民健康保険に加入される方は、退職の証明書などを役場住民課窓口または古里出張所窓口まで持参のうえ、加入の手続きをしてください。加入の手続きが遅れた場合は、遡って資格を取得します。

国民健康保険税は、加入届出をされた日からではなく、転入や職場の社会保険を辞めたなどで、資格を取得した月の分から納める必要があります。

また、職場の社会保険に入った、家族の扶養に入ったなどで、国民健康保険をやめられた方につきましても、新しい健康保険証を持参のうえ、国民健康保険の資格喪失の届出をしてください。

資格喪失の届出がないと、社会保険料と二重で保険税を納付することになります。

※ 問い合わせは、住民課 ☎ 83-2190

## 外国人住民の方および外国人を雇用している事業者の方へお知らせします

### ◇ 在留カードなどとマイナンバーカードの一体化が予定されています

出入国管理および難民認定法の一部を改正する法律の成立により、在留カードまたは特別永住者証明書とマイナンバーカードが一体化され、『特定在留カード』になります(6月14日予定)。詳細は、出入国在留管理庁ホームページをご確認ください。

<https://www.moj.go.jp/isa/tokutei.html>



### ◇ 6月1日より外国人の住所異動に係る窓口を統一します

在留カードなどとマイナンバーカードが一体化されることにより、在留カードなどに搭載されているICチップに、住所の情報などを記録するための手続きが必要となります。

これに伴い、6月1日から外国人に関する住所異動(転入、転出および転居)のお手続きは、役場住民課窓口(本庁舎1階)のみの取り扱いとなります。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

※ 問い合わせは、住民課 ☎ 83-2182